

米子市少年育成センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市少年育成センター条例（平成17年米子市条例第75号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 米子市少年育成センター（以下この条において「センター」という。）に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 専任指導員
- (4) 少年指導委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、必要な職員

2 所長は、センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 副所長は、所長の命を受けてセンターの業務に従事するとともに、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 第1項第3号から第5号までに掲げる職員は、上司の命を受けてセンターの業務に従事する。

第3条 少年指導委員は、非常勤とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教職員
- (2) 市の職員
- (3) 児童福祉司
- (4) 警察職員
- (5) 児童委員
- (6) 保護司
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 少年指導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 少年指導委員は、再任されることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に米子市少年育成センターの職員（少年指導委員を除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、米子市少年育成センターの職員となるものとする。

3 この規則の施行の際現に少年指導委員である者は、この規則の施行の日に、第3条第1項の規定により少年指導委員に委嘱され又は任命されたものとみなす。この場合において、当該少年指導委員に委嘱され又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧米子市少年育成センター条例施行規則（平成17年米子市教育委員会規則第18号）第3条第1項の規定により委嘱され又は任命された少年指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。